

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	特定医療費(指定難病)の支給認定に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の特定医療費(指定難病)の支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和7年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給認定に関する事務
②事務の概要	・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者に対して医療費を助成する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、難病等医療費助成システム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)受給者証交付者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 第19条6号 別表の131項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[情報提供]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の36の項、71の項及び112の項 [情報照会]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の150の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500 8570 岐阜市数田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県健康福祉部保健医療課 〒500-8570 岐阜市数田南2丁目1番1号 TEL:058-272-8275
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給認定に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	岐阜県情報セキュリティ基本方針及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、委託契約において、情報セキュリティに関すること及び個人情報の取扱いに関する特記事項を定めている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保健医療課長 小山 貴広	保健医療課長 稲葉 静代	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事前	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	[情報提供]番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項	[情報提供]番号法第19条第8号 別表第二の36の項、71の項及び112の項	事前	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和6年11月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和6年11月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和6年11月13日	様式	平成31年1月 様式2	令和6年10月 様式2	事後	
令和6年11月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 判断の根拠: マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給認定に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年11月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である 判断の根拠: 岐阜県情報セキュリティ基本方針及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、委託契約において、情報セキュリティに關すること及び個人情報の取扱いに関する特記事項を定めている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年2月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の130項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表の130項		
令和7年2月7日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供]番号法第19条第8号 別表第二の36の項、71の項及び112の項 [情報照会]番号法第19条第8号 別表第二の150の項	[情報提供]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の36の項、71の項及び112の項 [情報照会]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の150の項		
令和7年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者に対して医療費を助成する。	・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者に対して医療費を助成する。 ・Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に使用する。 ・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・対象者は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・対象者が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	重要な変更にあたらない(事務内容の変更)
令和7年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、難病等医療費助成システム	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、難病等医療費助成システム、Public Medical Hub(PMH)	事前	重要な変更にあたらない(利用システムの変更・追加)
令和7年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表の131項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項第19条6号 別表の131項	事前	
令和7年9月30日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	
令和7年9月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和7年9月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら